



栃木県公報

平成25年
3月22日(金)
号外
第20号

目次

規 則

- 非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正…………… 1
教育委員会
- 栃木県図書館規則の一部改正…………… 2

規 則

栃木県規則第七号

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十五年三月二十二日

栃木県知事 榎 田 富 一

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和五十年栃木県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表美術館長の項を削り、同表博物館長の項中「361,000円」を「380,000円」に改め、同表木材加工技術嘱託員の項の次に次のように加える。

モニタリング嘱託員	月額	150,950円	1	級
-----------	----	----------	---	---

別表難病相談支援員の項を次のように改める。

難病相談支援員	月額	158,300円	3	級
	日額	7,550円		

別表医療給付専門指導員の項中「225,000円」を「238,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

ねりんピック推進業務嘱託員	月額	158,300円	3	級
---------------	----	----------	---	---

別表高度技術専門研究員の項を削り、同表細織物製織員の項の次に次のように加える。

試験研究業務嘱託員	月額	158,300円	1	級
	日額	7,550円		

別表雇用対策推進員の項を削り、同表就労総合相談員の項の次に次のように加える。

就労支援推進員	月額	158,300円	3	級
---------	----	----------	---	---

別表文書館長の項及び図書館長の項中「361,000円」を「380,000円」に改め、同表少年補導嘱託員の項、県民の森案内員の項、看護指導専門員の項及び試験研究業務嘱託員の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表就労総合相談員の項の次に次のように加える改正規定は、同年三月二十五日から施行する。

(人事課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第一号

栃木県図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十二日

栃木県教育委員会

栃木県図書館規則の一部を改正する規則

栃木県図書館規則（昭和四十六年栃木県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表県立図書館の部管理課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 学習室及びグループ学習室の管理に関すること。

第二条第二項の表県立図書館の部調査相談課の項第七号中「学習室、児童図書室、視聴覚室及び書庫」を「地域資料室及び視聴覚室」に改め、同部企画協力課の項に次の一号を加える。

五 読書活動支援室の管理に関すること。

別表県立図書館の部中

調査相談室 公開資料室	を	調査相談室 公開資料室 地域資料室 学習室	に、
----------------	---	--------------------------------	----

視聴覚室 児童図書室	午前9時から午後5時まで	を
学習室	午前9時から午後6時まで（土曜日、日曜日及び休日は午後5時まで）	

視聴覚室 読書活動支援室 グループ学習室	午前9時から午後5時まで	に
----------------------------	--------------	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(生涯学習課)